

# 《特定建築物届出書の届出者等の確認と必要書類について》

## 届出者について

届出者欄に記載いただくのは、

- ・ ①=②の場合  
届出者=所有者
- ・ ①≠②の場合  
届出者=全部の管理について権原を有する者  
となります。

所有者以外に②や③に該当する者がある場合、届出にはそれらの根拠を示す書類を添付する必要があります（裏面参照）。

特定建築物届出書

平成 年 月 日

(宛先) さいたま市保健所長

届出者 氏名 (特定建築物所有者) 住所

登記番号

建築法第117条第2項の規定に基づき特定建築物を下記のとおり届出します。

記	
①特定建築物	名称 所在場所
②特定建築物の所有者 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び住所を記載する事項)	氏名
	住所
③全部の管理について権原を有する者 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び住所を記載する事項)	氏名
	住所
④特定建築物の維持管理権原者 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び住所を記載する事項)	氏名
	住所
⑤登録の建築家	氏名
⑥管理技術者	氏名 住所 兼任年月日 免許番号
⑦特定建築物の主な用途	名称 住所 用途 多用途、延べ面積及び構造等級の概要 別添書類のあり

【印付書類】  
設計図、老朽化診断調査及び検査記録の写し、使用開始年月検査記録の写し、登記簿謄本等の写し等

## 所有者等について ～用語説明～

### ①所有者

特定建築物の所有者

### ②特定建築物の全部の管理について権原を有する者

民法第25条等に規定する**管理行為**※を自らの判断でなし得る法律上の地位にある者。

※保存行為・利用行為・改良行為の全て

保存行為 ⇒ 財産の滅失毀損を防ぎ、その現状を維持するための行為

例) 家屋の修繕

利用行為 ⇒ 財産をその性質に従って有利に利用する行為

例) 家屋を賃貸する

改良行為 ⇒ 財産の性質を変えない範囲でその価値を増加する行為

例) 家屋に造作をつけること

### ③維持管理権原者

特定建築物の維持管理について権原を有する（自らの判断に基づき維持管理を行うことができる）者

委任状等について ～作成例～

所有者以外の者が、建築物の全部の管理について権原を有する場合や、維持管理について権原を有する場合、届出にはそれらの根拠を示す書類の添付が必要となります。破産管財人証明書や契約書がない場合は、以下の例を参考に委任状等の書類を作成し、届出書にしてください。また、権利・権原に変更があった場合も必要に応じて当該書類を作成の上、特定建築物変更届に添付してください。

なお、必要な書類の内容等については、平成22年7月27日付の厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡を参考にしてください。

1. 所有者≠建築物の全部の管理について権原を有する者である場合

委任状	
私は < ② 名称 > に < 特定建築物名称（所在地） > の全部の管理（当該建築物の滅失・毀損を防止し、その価値を維持し、それを利用及び改良することの全て）について一切の権原を委任します。	
令和〇年〇月〇日	
所有者 <	所在地 >
<	① 名称 >

2. 所有者等≠維持管理権原者である場合

委任状	
私は < ③名称 > に < 特定建築物名称（所在地） > の維持管理について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく義務を履行するために必要な一切の権原を委任します。	
令和〇年〇月〇日	
所有者等 <	所在地 >
<	① 名称 >

※届出者、所有者等、維持管理権原者については、一般的には法人の場合は法人名および代表者氏名、国や地方公共団体等の場合は、それぞれ国有財産法、地方自治法等に規定するものとなります。通常、支店長や学校長はこれに該当しません。